

付 属 資 料

○用語解説

ア行

◆ I・J・Uターン

地方部に居住していた人で、就職等により都市部に定住した人が、また元の地方部に戻って定住することを『Uターン』、別の地方部に定住することを『Jターン』、もともと都市部に居住していた人が地方部に定住することを『Iターン』という。一般的には『UJターン』と言われているが、北海道では本州方面からの「移住者」を積極的に受け入れる姿勢を示すため、「IJU(移住)ターン」と呼んでいる。

◆ 新しい公共

行政をはじめ市民や企業、NPO(別掲)、自治会など地域の多様な主体が協働して、公と民の中間的な領域にその活動範囲を広げ、地域住民の生活を支え、地域活動を維持していくという考え方。

◆ 生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身につけさせたい【確かな学力】【豊かな人間性】【健康と体力】の3つの要素からなる力のこと。(文部科学省ホームページより)

◆ 医師の研修制度

研修医の時期に、プライマリ・ケア(別掲)の基本的診察能力を身につけ、医師としての資質向上をはかることを目的に、最低2年間は臨床研修を義務付ける制度。医師卒後臨床研修制度という。

◆ インターンシップ

学生などが研修生として一定期間企業内で仕事を体験する制度。

◆ ウォームビズ

暖房による二酸化炭素排出の増加を抑えるため、暖房に頼りすぎず、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、新しいビジネススタイルの愛称。

◆ エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光の在り方。

◆ NPO(Non Profit Organization)

「民間非営利組織」と訳され、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

◆ エネルギー有効利用社会

地域資源を有効に活用した「新エネルギー(別掲)」の利用と、エネルギーを効果的に使用して節約する「省エネルギー」の取組が定着した社会を意味する言葉。近年使われはじめた造語。

◆ FTZ(エフ・ティー・ゼット/Free Trade Zone)

自由貿易地域のこと。政府によって許可される港の周辺に指定される区域のことで、禁制品以外の商品を無関税で輸出入できる。日本においては沖縄県那覇地区が指定を受けている。

カ行

◆ 介護保険認定審査会

介護保険制度において、介護サービスの利用に先立って利用者が要介護(別掲)または要支援(別掲)といった介護を要する状態であることを公的に認定するために必要な要介護認定の審査・判定を行う機関のこと。医師や保健師、社会福祉士などの保健・医療・福祉の専門家で構成される。

◆ 学童期

小学校に入学してから卒業するまでの6年間。

◆ 家庭児童相談員

子育てや児童虐待など、18歳までの児童や家庭に関するあらゆる悩みや心配事についての相談業務を行う人。

◆ 間伐材

森林の成長過程で密集化する立木を間引く間伐の過程で発生する木材のことである。

◆ 基礎自治体

地方公共団体のうち市町村を指して基礎自治体という。都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体として「広域自治体」と位置付けられる。

◆ キャリア教育

望ましい職業観や職業に関する知識を身に付けさせ、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。

◆ クリーン農業

たい肥などの有機物を用いたり、化学肥料の使用を抑制するなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心で、品質の高い農産物の生産を進める農業。

◆ グリーンツーリズム

ファームイン（別掲）、農村体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇観光。

◆ グループホーム

病気や障がいなどで一人で生活することが難しい状況にある人たちが専門スタッフ等の援助を受けながら小人数で地域社会に溶け込んで生活する社会的介護の形態。介護保険上の適用がある認知症対応型のもののほか、精神障がいや知的障がいをもつ人のためのグループホームなどもある。

◆ ケア

世話・保護・介護・看護など、医療的・心理的援助を含むサービス。

◆ 経営資源

企業などが事業活動をする上で必要となる資源のこと。一般的に「人（人材）」「物（設備や商品）」「金（資金）」、「情報（ノウハウ）」、「時間」などを指す。

◆ 健康診査

健康の維持や疾患の予防・早期発見に役立てるため、診察及び各種の検査で健康状態を診てもらうこと。

◆ 健康寿命

人生の中で、健康で障がいがない期間（支援や介護を要しない期間）。

◆ 検診

病気にかかっているかどうかを調べるために診察・検査など行うこと。

◆ 権限移譲

現在、北海道が担っている権限を市町村に移し、移譲先の市町村で事務処理を行うことができるようにすること。

◆ 権利擁護

ここでは、高齢者や障がいがある人の人権や財産を守ることを指す。

◆ 広域行政

複数の地方公共団体が事務の一部を連携し、広域的に共同処理することにより、一定の効率化と自治体間の事務補完を図るもの。一部事務組合や広域連合などの方式がある。本市は一部事務組合として、豊富町、猿払村と「稚内地区消防事務組合」を設置している。

◆ 後期高齢者

人口の年齢構造を分析する上での区分の一つで、75歳以上を指す。

◆ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に平均何人の子どもを産むかを示す数値。（日本が人口を維持するためには2.08以上の数値が必要とされている）

◆ 高齢化率

総人口に対する65歳以上の高齢者が占める割合。

◆ 子育て支援施設等

子育て中の親子が気軽に交流できる場として設置する「つどいの広場」や「地域子育て支援センター」（別掲）など、地域における子育て支援の拠点となる施設のこと。

◆ 子ども安全育成センター

子どもたちの安全・安心を守る防犯活動や非行防止のため、街頭補導や啓発活動などを行うことを目的に教育委員会に設置している組織。

◆ コミュニティ

町内会のような地縁型の共同体や、地域での共同の活動、暮らしを支える結びつき。

◆ コミュニティビジネス

福祉や環境などの分野における地域の課題を、住民やNPO（別掲）などが主体的となり、ビジネスの手法を用いて解決する取組。

◆ コンベンション

大会、会議、展示会、見本市などの総称。

サ行

◆ サハリンプロジェクト

「サハリン大陸棚石油・天然ガス開発プロジェクト」の通称。開発区域により9つのプロジェクトがある。

◆ 産業クラスター

ここでは、産業集積が進み、そこに集積する企業相互の競争などを通じて、活性化された産業群を形成することをいう。クラスターとは、ぶどうなどの房の意。

◆ 3次医療機関

大学病院などの高度研究医療機関のこと。これに対し「1次医療機関」は、プライマリケアを担当するような街の医院や中小病院を、「2次医療機関」は、各都市の中核医療機関となる市立病院などをいう。

◆ シーニックバイウェイ

地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら個性的な地域、美しい環境づくりを目指す政策。アメリカで先行的に取り組まれている制度を参考に、北海道では平成17年度より全国に先駆けて「シーニックバイウェイ北海道」として展開している。本市の海岸線などは近隣町村とともに「宗谷シーニックバイウェイ」の指定を受けている。シーニックバイウェイ (Scenic Byway) とは、景観・シーン (Scene) の形容詞シーニック (Scenic) と、わき道・より道を意味するバイウェイ (Byway) を組み合わせた言葉。

◆ 資源管理型漁業

禁漁期間・区域の設定や漁具・漁法の制限などにより卵を持った魚や稚魚を適切に保護するなど、水産資源を減らさないように管理しながら計画的に行う漁業のこと。

◆ 自然エネルギー

太陽光や熱、風力、潮力、地熱など自然現象から得られるエネルギー。石油や石炭などのいわゆる化石燃料が枯渇性の不安を抱えるのに対して、枯渇の心配がない。

◆ 持続可能な社会

消費や生産活動などの場において、個人はもちろん、企業の社会的責任のもと、環境問題やエネルギー問題などに積極的に取り組み、経済や社会など人間活動全般が、将来にわたって持続できる可能性を持った社会のこと。

◆ 疾病

病気、疾患のこと。

◆ 児童養護施設

児童福祉法が規定する児童福祉施設の一つ。児童相談所の判断により、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（乳児を除く）を入所させ、養護と自立を支援することを目的とする。

◆ 社会教育

学校で行われる教育活動を除き、青少年や成人に対して行われる組織的な教育活動。スポーツ、レクリエーション活動を含む。

◆ 周産期

妊娠満22週または胎児の体重が1,000gに達した時から出生後1週間までの期間。

◆ 周産期母子医療センター

母体や分娩の異常、胎児、新生児の異常に対して、産科、小児科、小児外科、その他関連診療各科の医師などが緊密な連携をとることにより高度専門医療・救急医療を提供する施設の総称。施設基準により、総合周産期母

子医療センターと地域周産期母子医療センターに分けられる。

◆ 循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑制する社会。

◆ 生涯学習

人々が自由な意思に基いて、それぞれにあった方法で生涯にわたって学習していくこと。学校教育、社会教育（別掲）、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場・機会において行う学習など。

◆ 生涯スポーツ

生涯にわたって自分自身のライフサイクルに適したスポーツを楽しみながら継続的に実施すること。

◆ 食育

食の安全性や栄養、食文化などの食物に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人を育てること。

◆ 新エネルギー

技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性から普及が十分ではないエネルギー。太陽光、風力、バイオマス（別掲）などを利用して得られるエネルギーが含まれる。

◆ 診療所

医師または歯科医師が診察・治療を行う施設。医療法では、患者の収容能力が19人以下の施設をいう。医院。クリニック。

◆ スクールガード

児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、学校内や周辺地域（通学路など）を見回しするボランティア。

◆ 3R（スリーアール/Reduce : Recycle : Reuse）

ごみを減らす・繰り返し使う・資源として再利用すること。

◆ 生活習慣病

糖尿病・脂質異常症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。

◆ 生産年齢人口

人口の年齢構造を分析する上での区分の一つで、15歳から64歳までの人口。

◆ 成年後見人制度

認知症、精神障害、知的障害などの理由で判断能力が不十分な人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断がむづかしく不利益をこうむったり悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守り、支援する制度で家庭裁判所の審判のもとに利用される。

◆ セクシャル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えること。性的いやがらせ。

◆ セミナー

小人数を対象とし、討議などをまじえた講習会。

◆ 先史・有史時代

先史時代とは、文献史料を全く欠いている時代。有史時代とは、それ以降の時代。

夕行

◆ 確かな学力

読み・書き・計算の能力に限定するものではなく、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質や能力までも含めた学力をいう。(学習指導要領より)

◆ 団塊の世代

第二次世界大戦直後の日本において昭和 22 から昭和 25 年(昭和 28 年、または昭和 33 年生まれまで含まれる場合もあり)にかけての第一次ベビーブームで生まれた世代のこと。

◆ 男女共同参画

男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員としてあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うこと。

◆ 地域講師

児童・生徒の学習活動の充実を図るため、小・中学校の総合的な学習の時間などを利用して、講師として派遣する専門的知識や技能をもった地域の人材のこと。

◆ 地域子育て支援センター

主に保育所などに設置されており、子育て家庭などの育児相談に応じたり、子育てサークルへの支援をはじめ、身近なところで地域の子育てを支援する施設。

◆ 地域活動拠点センター

まちづくり委員会や地域の様々なコミュニティ活動の拠点として、また、幅広い年代の多様な交流の場として、本市が地域毎に整備を進めている建物。現在(平

成 20 年度)、「宝来地区」「東地区」「富岡・はまなす地区」の 3ヶ所となっている。

◆ 地域福祉権利擁護事業

本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用手続援助や日常的な金銭管理などを行ってもらうサービス。

◆ 地域包括ケア

“地域”の中で、保健・医療・福祉・インフォーマルサービス(地域の支え合い)を結びつけ、高齢者の地域生活全般を支援していこうという考え方のこと。

◆ 地球温暖化

二酸化炭素など赤外線を吸収するガスの濃度が高まり、熱の吸収量が増加して大気の温度が上昇すること。

◆ 地産地消

地域で生産されたものを地域で消費すること。

◆ 地上デジタル放送

地上波を用いたデジタル方式によるテレビジョン放送。既存のアナログ放送に比べて映像、音声の高品質な放送が可能である。

◆ 地方交付税

都道府県や市町村に納められる税金は、その団体の地理的、経済的、社会的環境によって差が生じる。そのため、国が税収入(財源)の偏りを是正し、地方公共団体間の不均衡や過不足を調整し、均衡化を図るため、一定のルールに基き国から地方へ交付する交付金のこと。

◆ 地方分権

地域のことは地域で決め、住民ニーズに沿った行政サービスを行うため、必要な権限や税財源を国から地方(都道府県・市町村)へ移すこと。

◆ チャレンジショップ

最初から資金をかけて店舗展開をするよりもその前段階として、実験的に店舗経営を行うもの。主に行政や商工会議所などが中心になり、増加する商店街の空き店舗対策の一環として行っている制度。

◆ 超高齢社会

高齢者人口の割合が 21%以上、すなわち 5 人に 1 人の割合を超えた社会のこと。

◆ 長寿命化

道路や橋梁などは、初期建設コストより更新コストが大きくかかるため、いつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮し、計画的かつ効率的に予防保全型の管理を行い、費用の最小化を図り、市民サービスの向上につなげるという考え方。

◆ 低炭素社会

究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる社会を目指すため、産業、行政、国民など社会のあらゆるセクターが、その選択や意志決定において、省エネルギー・低炭素エネルギーの推進や、3R（別掲）の推進による資源生産性の向上等により、二酸化炭素の排出を最小化するための配慮を徹底することを当然とする社会。

◆ DID（ディーアイディー）人口

DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地区別集中人口が4,000人/Km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいい、この地区に住む人口のこと。

◆ デマンド型輸送

利用者の要望に合わせて走行するバスやタクシーなどの輸送方法。例えば利用者の呼び出しに応じ、目的地に運ぶ乗合制のタクシーなど。

◆ 道州制

国内をいくつかのブロックに分けて、広域自治体である道州を設置し、国から道州、市町村へ大幅な権限の移譲を行い、さらには地域コミュニティ（別掲）や民間の役割を高めていくことによって実現する、地域主権型の自治の仕組み。

◆ 特定健康診査

平成20年4月より40～74歳の医療保険加入者を対象として導入された新しい健康診断。糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム（別掲）に着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うもの。

◆ 特定保健指導

特定健康診査（別掲）でメタボリックシンドローム（別掲）、あるいはその予備軍とされた人に対して、行われる保健指導のこと。健康診査の結果から、リスクの高さや年齢に応じ、『積極的支援』、『動機づけ支援』、『情報提供』などが行われる。

◆ ドクターヘリ

救急医療用の医療機器などを装備したヘリコプターで、救急医療の専門医及び看護師などが同乗して救急現場等へ向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことができる専用ヘリコプター。

◆ トレーサビリティシステム

食品の生産、加工、流通などの各段階で、原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにする仕組みのこと。

ナ行

◆ 内部統制

企業などが自ら業務の適正を確保するための体制を構築していくシステムを指す。具体的には、組織形態や社内規定の整備、業務のマニュアル化や社員教育システムの運用、また規律を守りつつ目標を達成させるための環境整備、そして財務報告や経理の不正防止策などがあげられる。国が示す地方公共団体の内部統制については、「業務の有効性と効率性」「財務報告の信頼性」「法令等の遵守」「資産の保全」が目的とされている。

◆ ネットワーク

人や組織などが、網の目のようにつながりがあり、機能している状態をいう。

◆ NEDO（ネド一）

独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構。

◆ 年少人口

人口の年齢構造を分析する上での区分の一つで、0歳から14歳までの人口。

◆ 農漁家レストラン

農・漁業者が経営し、自家の生産物や地域の食材を活かして自ら調理し、農漁村ならではの料理を提供するところ。

◆ 農商工等連携

農林漁業者と中小企業者が共同で新たな商品やサービスの開発などを進め、地域経済を活性化しようとする取組のこと。

◆ 農地の流動化

担い手農家など農業経営に意欲・能力のある人に農地の利用権又は所有権を移すことをいう

ハ行

◆ ハード・ソフト事業

「ハード事業」とは、建物や施設の建設・修繕、道路や公園の整備など、工事を伴う事業。工事を伴わないこれら以外の事業を「ソフト事業」という。

◆ バイオマス

生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。家畜の糞尿なども含まれる。

◆ HACCP（ハサップ）

製造における重要な工程を連続的に監視することにより、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする食品衛生管理手法の略。

◆ パブリックコメント

市民から意見を公募すること

◆ ハローワーク

公共職業安定所の愛称。労働省が募集して平成2年から使用されている。

◆ BSE（牛海綿状脳症）

牛の伝達性海綿状脳症のことで、未だ十分に解明されていない伝達因子（病気を伝えるもの）と関係する病気のひとつ。牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す中枢神経系の疾病。

◆ 東アジア

中国、韓国、台湾、東南アジア諸国連合（ASEAN）10カ国などで構成される地域。

◆ 病院

患者を収容して診察・治療に当たる、規模の大きな医療機関。医療法では20人以上の患者収容設備のあるものをいう。

◆ 病診連携

患者の治療に関して、初診・通院治療・往診などを診療所（別掲）で担い、入院・特殊検査・高度医療などを病院（別掲）で連携的に行い、地域全体で患者に対する効率的な治療体制を組むこと。

◆ ファームイン

農家民宿。農家が経営する宿。

◆ ファミリーサポートセンター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

◆ フォーラム

一つの話題に対して、出席者全員が参加して行う討論。また、その方式。集团的公開討議。

◆ 福祉有償運送

社会福祉法人、医療法人、NPO（別掲）などが、高齢者や障がいのある方など、公共交通機関を使用して移

動することが困難な人を対象に、通院、通所などを目的に有償で行う送迎サービス。

◆ 不妊治療

子どもを授かりたくてもなかなか妊娠できない不妊症の治療のこと。保険適用されていない体外受精などの不妊治療を受ける場合には、夫婦の経済的負担は大きい。

◆ プライマリ・ケア

病気やケガをしたときに最初に受ける医療。患者が最初に受ける医療の段階で、身近に・簡単に受けることができ適切に処置され、その後の治療・療養について正確な指導が受けられることを重視する概念。そのために訓練された一般医や家庭医がその任にあたる。

◆ プレジャーボート

モーターボート、ヨットなど、レジャー・スポーツとして使用される小型船。

◆ ブロードバンドサービス

高度な通信回線（光ファイバー、ケーブルなど）の普及によって実現されるコンピュータネットワークを利用して行われる、大容量のデータを活用したサービス。

◆ 分権型社会

既存の「国と地方の役割」「住民と自治体との役割分担」「サービスと負担の関係」が大きく変革された社会で、自治体の自己決定権が拡充し、同時に自己責任も拡大する社会。地方分権（別掲）の目指すべき姿。

◆ ホームヘルパー

在宅で福祉の援助を必要とする高齢者や障害者のもとに家事・介護を行う人。訪問介護員。

◆ 防疫

外来および国内伝染病の侵入・流行を予防するための処置。海港および空港検疫、患者または保菌者の早期発見と隔離、媒介となる動物の駆除、予防接種など。

◆ 保健休養

森林浴やハイキングなどの森林レクリエーションをすることによって、安らぎを得たり、心身の緊張をほぐしたりする効果のこと。

◆ 母子自立支援員

母子家庭などのひとり親家庭が抱えている様々な悩み事の相談相手となり、家庭・教育など諸問題の解決を助け、その自立に必要な指導にあたることを職務とする人。

◆ ホスピタリティ

厚遇、もてなし、温かくもてなす誠意。

◆ 北海道遺産

北海道遺産構想推進協議会により北海道の宝物として選定された有形・無形の財産。総計 52 件。

◆ ボランティア

自発的にある事業に参加する人。特に、社会事業活動に無報酬で参加する人。

マ行

◆ 未就園児

幼稚園・保育所に通わず、自宅などで過ごしている小学校入学前の子どものこと。

◆ メタボリックシンドローム

内臓脂肪症候群。内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、高脂血症といった生活習慣病の危険因子を持つ状態。

◆ 木育

「木とふれあい・木に学び・木と生きる」取組を通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

◆ モビリティ・マネジメント

多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化することを促す取組みを指す。

◆ モラル

道徳、倫理。人生・社会に対する精神的態度。

ヤ行

◆ 有機農業

化学肥料や農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本に、環境への負荷をできる限り低減した生産方法による農業。

◆ ユニバーサルデザイン

ユニバーサルの意味「普遍的な」「全体の」が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすること。

◆ 要介護

要介護状態とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、一定期間にわたり

継続して、常時介護を要すると見込まれる状態のこと。介護を要する度合いに従って、要介護 1～要介護 5 の 5 段階に分けられ、要介護 5 がもっとも介護を必要とする状態を意味する。介護保険のサービスを利用する場合には、保険者（市町村長）に申請して要介護認定を受ける必要がある。

◆ 要支援

要支援状態とは、要介護状態に至らないが、身体上又は精神上の障害があるために、一定期間にわたり継続して、常時介護を要する状態の軽減・悪化防止のために役立つ支援が必要と見込まれ、または日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態のこと。支援を要する度合いに従って、要支援 1～要支援 2 の 2 段階に分けられる。介護保険のサービスを利用する場合には、保険者（市町村長）に申請して要介護認定を受ける必要がある。

ラ行

◆ ライフスタイル

衣食住等の生活様式から仕事への取り組み方、住まい方や社会とのかかわり方等を含めた、広い意味での「暮らし方」「生き方」をいう。

◆ ライフライン

現代の生活を支える日常的に不可欠なシステムの総称。電気・ガス・上下水道などの供給処理施設や電話などの通信施設、交通施設などがある。

◆ 酪農ヘルパー

酪農家が休みをとる際に酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業を行う仕事に従事する人。酪農ヘルパーを出役する事業を酪農ヘルパー事業といい、国や地方公共団体も支援している事業。

◆ リスク

予測ができない危険。

◆ 療育支援

将来様々な形で社会的自立ができるようになることを目指して身の回りのことや運動・認知・ことば・社会性などの指導や支援を行うこと。

◆ ロゴマーク

企業やブランドのイメージを印象づけるように、ロゴタイプやマークを組み合わせて図案化したもの。

◆ 6次産業

第 1 次産業×第 2 次産業×第 3 次産業のことで、それぞれの産業が一体となって総合産業（第 6 次産業）として発展することを目指すもの。いずれかが欠けると 0 になってしまうことから、そのいずれも欠かせないという産業間連携のあり方を示す近年使われるようになった造語。

○策定経過

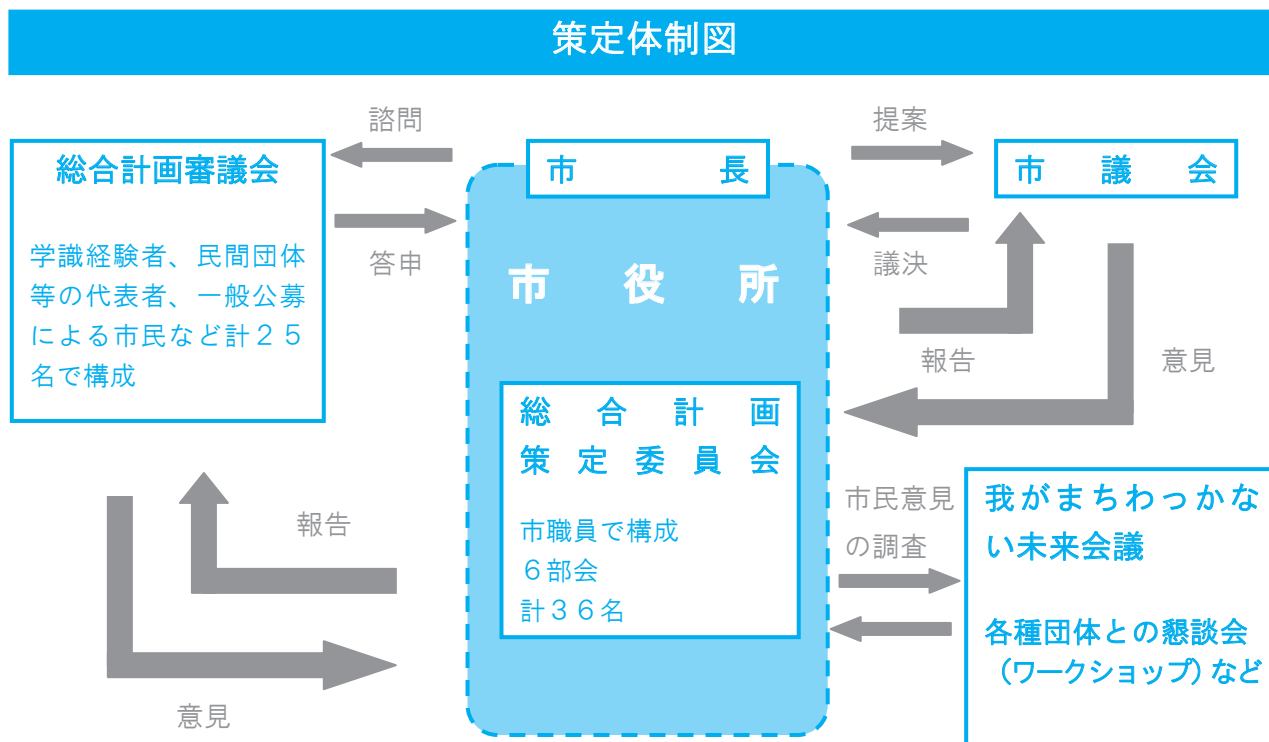
平成19年

6月18日	第4次稚内市総合計画策定方針決定
7月23日	第4次稚内市総合計画策定委員の任命
7月25日	第1回策定委員会
9月5日～11月7日	各種団体等とのワークショップ（計18回開催）
9月10日～10月9日	審議会公募委員の募集
10月10日～10月29日	我がまちわからない未来会議（一般公募市民によるワークショップ）（計3回開催）
10月25日～11月7日	市民意識調査（市民アンケート）
10月31日	稚内市総合計画審議会委員の委嘱
10月31日	諮問
10月31日	第1回稚内市総合計画審議会
11月6日	高校生ワークショップ
11月19日～11月22日	各種団体意向調査（ヒアリング調査）（8団体）
12月7日	第2回策定委員会
12月18日	第2回総合計画審議会（豊かな暮らしづくり部会）
12月18日	第2回総合計画審議会（ひと・地域・健康づくり部会）
12月26日	第3回策定委員会

平成20年

2月8日	第4回策定委員会
2月26日	第3回総合計画審議会（豊かな暮らしづくり部会）
2月27日	第3回総合計画審議会（ひと・地域・健康づくり部会）
4月21日	審議会中間報告 ～第3回審議会で提示された第4次稚内市総合計画基本構想（素案）に対する意見
6月2日	第5回策定委員会
7月15日～8月29日	「大好きなまち稚内」絵画コンクール作品募集
8月12日～8月13日	第6回策定委員会
9月5日	第7回策定委員会
10月8日	第4回総合計画審議会
10月24日	第8回策定委員会
10月28日	第4次稚内市総合計画（素案）の決定
11月6日	第5回総合計画審議会（豊かな暮らしづくり部会）
11月7日	第5回総合計画審議会（ひと・地域・健康づくり部会）
11月7日～11月20日	計画素案に対する市民意見の募集（パブリックコメント）
11月11日	第6回総合計画審議会
11月12日	審議会答申
12月1日	「大好きなまち稚内」絵画コンクール審査会
12月12日	市議会第6回定例会 ～第4次稚内市総合計画基本構想・基本計画の議決
12月15日	「大好きなまち稚内」絵画コンクール表彰式
12月16日～ （平成21年）2月8日	「大好きなまち稚内」絵画コンクール受賞作品展示（市内6か所）
12月24日	広報わからない特集号（第4次稚内市総合計画について）発行、全戸配布

○策定体制



○稚内市総合計画審議会

(1) 開催状況

		日時・場所	主な議題
第1回		・平成19年10月31日(水) 15時30分～17時10分 ・稚内市役所4階第一委員会室	・会長・副会長の選出 ・諮問 ・部会の設置について ・報告(稚内市の行財政状況について、ほか)
第2回	豊かな暮らしづくり部会	・平成19年12月18日(火) 18時30分～20時10分 ・稚内市役所4階第一委員会室	・現計画の分野別目標値の現状について(報告) ・各種調査について(報告) ・ワークショップのまとめについて(報告)
	ひと・地域・健康づくり部会	・平成19年12月18日(火) 18時30分～19時55分 ・稚内市役所4階第一委員会室	・現計画の分野別目標値の現状について(報告) ・各種調査について(報告) ・ワークショップのまとめについて(報告)
第3回	豊かな暮らしづくり部会	・平成20年2月26日(火) 15時00分～17時00分 ・稚内市役所3階市長会議室	・基本構想(素案)に対しての中間報告の作成について ・基本構想(素案)について
	ひと・地域・健康づくり部会	・平成20年2月27日(水) 18時30分～20時30分 ・稚内市役所3階市長会議室	・基本構想(素案)に対しての中間報告の作成について ・基本構想(素案)について
第4回		・平成20年10月8日(水) 16時00分～17時10分 ・稚内市役所4階第一委員会室	・総合計画基本構想・基本計画の概要について
第5回	豊かな暮らしづくり部会	・平成20年11月6日(木) 15時00分～16時00分 ・稚内市役所4階第一委員会室	・総合計画基本構想・基本計画について
	ひと・地域・健康づくり部会	・平成20年11月7日(金) 18時30分～19時20分 ・稚内市役所4階第一委員会室	・総合計画基本構想・基本計画について
第6回		・平成20年11月11日(火) 18時30分～18時50分 ・稚内市役所5階正庁	・答申(案)について

(2) 諮問および答申

稚 政 経 第 75 号
平成19年10月31日

稚内市総合計画審議会
会長 風無成一様

稚内市長 横田耕一

次の事項について、諮問します。

(諮問)
 (仮称)第4次稚内市総合計画の基本構想及び基本計画について、稚内市総合計画審議会条例(昭和46年稚内市条例第19号)第1条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(理由)
 「第3次稚内市総合計画」の期間が平成20年度で終了する事から、稚内市自治基本条例第22条の規定に基づいて、総合計画の基本構想と基本計画の案を策定するため、各種産業団体や地域の活動団体等、まちづくりに関心のある市民に参加していただき、市職員との協働により、策定作業を行っております。
 市民の参画と協働により作成された案について、その妥当性、有効性、効率性、優先性等を高めるため、審議委員の専門的な知識や経験に則した意見をいただくため諮問いたします。

答 申 書

平成20年11月12日

稚内市長 横田 耕一様

稚内市総合計画審議会
会長 風無成一

平成19年10月31日付け稚政経第75号にて諮問のありました、「人が行き交う環境都市わっかない」の実現を目指した(仮称)第4次稚内市総合計画の基本構想及び基本計画について、慎重に審議した結果、下記のとおり審議会の意見を付して答申します。
 なお、貴職におかれましては、本計画をすみやかに決定のうえ、総合的かつ計画的な行財政運営を着実に遂行され、目標が達成できるよう最善の努力をされることを期待します。

記

基本構想
 (計画の体系)

経営計画と5つの分野からなる部門別計画とで構成される全体の体系については、妥当と考える。

(将来都市像)

稚内の特性が、サハリン、離島、道北観光の起点であることからすると、「人が行き交う」というキーワードは重要と考える。そして、未来を描くうえでは、豊かなだけでなく環境にも配慮した「環境都市」を目指していくという視点も非常に重要であると考えます。

(分野5 産業振興)

4つの政策を掲げているが、「観光」についての記述が弱いと感じるので、もう少し観光についての記述を盛り込むこと。

基本計画

施策の成果指標の目標値について、現状値と比べて増加(↑)、減少(↓)という設定をするのであれば、どこかに(巻末の資料編など)それを説明する部分をつくること。

その他

全体的に、一般的に使われていないような(行政の)用語が多数見受けられるので、もっと一般的なことばを使うこと。

一つの文章が非常に長く読みにくい部分が見受けられるので、もっと短くわかりやすい文章を用いること。

(3) 稚内市総合計画審議会条例

昭和46年6月23日条例第19号
改正
昭和46年9月30日条例第20号
昭和54年6月28日条例第8号
平成16年3月24日条例第1号

(設置)

第1条 本市の総合計画に関して市長の諮問に応じ、必要な調査及び審議を行うため、稚内市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員32人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者 8人以内
- (2) 民間団体等の代表者 8人以内
- (3) 関係行政機関の職員 8人以内
- (4) 一般公募による市民 8人以内

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでの期間とする。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会の設置)

第6条 審議会に専門の事項を調査及び審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、当該所属部会の委員の互選により選出する。

4 部会の会議は、前条の規定を準用する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に当該所属部会の委員以外の者を出席させ、意見を求め、又は説明を求めることができる。

6 部会長は、部会の会議において審議し、又は調査した事項を審議会に報告しなければならない。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年9月30日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年8月11日から適用する。

附 則（昭和54年6月28日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月24日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。（後略）

(4) 稚内市総合計画審議会委員名簿

会 長 風 無 成 一
副会長 高 橋 哲 男

区分	氏名	所属団体名等	部会	備考
学識経験者	風 無 成 一	稚内日口経済交流協会	豊かな暮らしづくり部会	国際交流
	高 橋 哲 男	稚内北星学園大学	ひと・地域・健康づくり部会	地元大学
	永 井 允	稚内市町内会連絡協議会	ひと・地域・健康づくり部会	住民自治
	佐々木 正 則	稚内信用金庫	ひと・地域・健康づくり部会	地域経済
	大 山 隆	稚内市教育委員	ひと・地域・健康づくり部会 (部会長)	教育関係
	奥 村 智 吉	稚内禎心会病院	ひと・地域・健康づくり部会	医療関係
	糺 屋 義 明	稚内市社会福祉協議会	ひと・地域・健康づくり部会	福祉関係
	坂 野 昌 子	稚内市民生児童委員連絡協議会	ひと・地域・健康づくり部会	福祉関係
民間団体等	小 川 勝 美	稚内商工会議所	豊かな暮らしづくり部会 (部会長)	
	欠 畑 優	稚内機船漁業協同組合	豊かな暮らしづくり部会	
	田 村 宏 一	稚内漁業協同組合	豊かな暮らしづくり部会	
	稲 田 豊	宗谷漁業協同組合	豊かな暮らしづくり部会	
	勝 部 倫 行	稚内農業協同組合	豊かな暮らしづくり部会	
	野 村 勝	沼川農業協同組合	豊かな暮らしづくり部会	
	藤 田 幸 洋	稚内建設協会	豊かな暮らしづくり部会	
	森 本 俊 彦	稚内観光協会	豊かな暮らしづくり部会	
関係行政機関	外 山 洋 一	北海道開発局稚内開発建設部	豊かな暮らしづくり部会	H20.3.31 退任
	西 澤 了	北海道開発局稚内開発建設部	豊かな暮らしづくり部会	H20.4.23 就任
	菰 田 康 博	北海道宗谷支庁	ひと・地域・健康づくり部会	H20.3.31 退任
	浦 野 晃 司	北海道宗谷支庁	ひと・地域・健康づくり部会	H20.4.23 就任
一般公募	早 坂 玲 子		豊かな暮らしづくり部会 (副部会長)	
	岡 田 清 一		ひと・地域・健康づくり部会 (副部会長)	
	高 谷 邦 彦		ひと・地域・健康づくり部会	
	長谷川 伸 一		豊かな暮らしづくり部会	
	石 井 栄 三		ひと・地域・健康づくり部会	
	小 林 美 恵		ひと・地域・健康づくり部会	
	千 葉 一 幸		豊かな暮らしづくり部会	

(敬称略)

○第4次稚内市総合計画策定委員会

- ・市職員36名で構成される庁内組織
- ・平成19年7月25日から平成20年10月24日まで計8回開催
- ・全体会議のほか、部会会議(6部会)、部会長会議を随時開催

○稚内市総合計画策定アドバイザー

- ・(有)あしコミュニティ研究所 代表 浦野秀一氏
- ・計画の策定にあたり、平成19年7月から、主に総合計画策定委員研修の講師としてアドバイスをいただきました。

○策定における市民参画

(1) 市民意識調査（市民アンケート）

- ・平成19年10月25日から平成19年11月7日にかけて、稚内市内に居住する18歳以上の方2,000人を対象に行いました（抽出方法：無作為抽出、調査方法：郵送、無記名による郵送回収）。
- ・有効回答数：769票、有効回収率：38.5%
- ・調査内容：(1) 性別、年齢層、居住地区、住居形態など回答者の基本属性
 (2) 稚内市の印象・定住意向
 (3) 産業振興
 (4) 健康・医療・福祉
 (5) 防犯・防災
 (6) 教育・文化・国際交流
 (7) 生活環境
 (8) まちづくりへの市民参画
 (9) 市の行財政運営
 (10) 行政サービスに対する満足度、優先度
 (11) 市の将来像

(2) 我がまちわっかない未来会議

- ・一般公募市民によるワークショップ会議として、平成19年10月10日から10月29日まで計3回開催しました。
- ・「暮らし・環境」、「産業振興」、「地域づくり・ひとづくり」、「保健・医療・福祉」の4つのグループ（分野）に分かれて、“我がまち”のプラス面やマイナス面、要望、提言などの意見を出し合い、目指すべき方向性をまとめあげました。

	開催日	主な内容	参加者
第1回	平成19年 10月10日（水）	・稚内市の将来人口推計から「何が予想されるか」「どのような問題が起きて我がまちはどうなるのか」を推理し、「このような事をして、こんなまちにしたい」という発想を議論	22人
第2回	平成19年 10月22日（月）	・各分野における我がまちのプラス面やマイナス面、要望、提言などを議論	19人
第3回	平成19年 10月29日（月）	・各分野における我がまちの目指すべき方向性をまとめ、発表	19人

(3) 各種団体等とのワークショップ

- ・総合計画策定委員会に設けた6つの分野（テーマ）の専門部会が、その分野に関係する団体や組織などの方々に呼びかけをしてワークショップ形式の懇談会を実施しました。

部会名	テーマ	開催経過（開催日）	延べ出席者数
環境・生活部会	みんなで作る明るい稚内 ～環境・生活から考えるまちづくり	第1回 平成19年9月12日 第2回 平成19年10月11日 第3回 平成19年10月17日 第4回 平成19年10月24日	45人
都市基盤部会	防災 ～もし災害が起こったらあなたは どうしますか？	第1回 平成19年9月20日 第2回 平成19年10月11日 第3回 平成19年10月30日	36人
産業振興部会	10年後の元気なわっかないを創造しよう ～活力ある産業のすがた	第1回 平成19年9月18日 第2回 平成19年10月12日 第3回 平成19年10月30日	47人
保健・医療・福祉部会	ほほえみ（笑顔）に満ちた暮らしのために ～シグナルを感じて	第1回 平成19年9月13日 第2回 平成19年9月20日	31人
教育・文化部会	みんなで創り出す豊かな学びの場 ～潤いある地域文化の創造	第1回 平成19年9月19日 第2回 平成19年10月12日 第3回 平成19年11月7日	61人
地域経営（自治）部会	市民主体のまちづくり ～地域づくりを担う人材育成	第1回 平成19年9月5日 第2回 平成19年9月12日 第3回 平成19年9月19日	58人

(4) 高校生ワークショップ

- ・開催日：平成19年11月6日（火）
- ・出席者：市内3高校から計19人
- ・テーマ：人口減少社会の課題と稚内の未来
- ・内容：3つのグループに分かれて、稚内市の将来の人口推計（参考値）から考えられる課題や問題点、その解決策などについて話し合いました。

(5) 計画素案に対する市民意見の募集（パブリックコメント）

- ・募集期間：平成20年11月7日～平成20年11月20日
- ・意見募集の結果：提出件数0件（意見なし）

(6) 「大好きなまち稚内」絵画コンクール

- ・計画の策定にあたり、次代を担う子どもたち（小中学生）に自分たちの住む「稚内」の将来やまちづくりに関心を持ってもらうことを目的として、絵画コンクールを実施しました。
- ・募集期間：平成20年7月15日～平成20年8月29日
- ・テーマ：大好きなまち稚内（稚内の大好きなところ、「こんなまちになったらいいな」という思いを、自由な発想で描いてもらう）
- ・応募状況
 - 小学校低学年の部 25 作品
 - 小学校高学年の部 8 作品
 - 中学校の部 60 作品
 - 合計 93 作品

○稚内市民憲章・都市宣言

○稚内市民憲章

昭和43年4月1日告示第24号

わたくしたちは、氷雪の門のあるところ秀峰利尻富士と樺太を望む、日本北端の都市稚内の市民です。

わたくしたちは、きびしい風土のなかから、たくましく前進する稚内をつくることを誇りとし、この憲章を定めます。

自然を愛し、うつくしい緑のまちをつくりましょう。

生産を高め、ゆたかな暮らしのまちをつくりましょう。

文化を育て、あたたかい心のまちをつくりましょう。

きまりを守り、あかるい住みよいまちをつくりましょう。

子どもたちに、しあわせな希望のまちをつくりましょう。

○子育て平和都市宣言

昭和61年6月7日議会議決

日本最北端の国際都市・稚内は、戦争のない世界平和と美しい自然、かおり高い文化を永遠に願うふるさとでありたい。

ふるさとの次代を担う子どもたちのすこやかな成長と平和なまちづくりをすすめることは、すべての大人の責任である。

この願いをこめたふるさとづくりは、わたくしたち市民の責任である。

わたくしたち稚内市民は、市民ぐるみの子育てと平和をもとめる運動の責任と義務を自覚し、市民一人ひとりのたゆまぬ努力を誓って、ここに「子育て平和都市」を宣言する。

○スポーツ都市宣言

昭和56年12月5日議会議決

私たち稚内市民は、スポーツを通じて心と体を鍛え、豊かで明るい郷土を築くため、次の目標を掲げここに「スポーツ都市」の宣言をします。

- 1 すべての市民がスポーツに親しみ、たくましい心と体力をつくりましょう。
- 2 すべての市民がスポーツの仲間をつくり、友情と連帯の輪をひろげましょう。
- 3 すべての市民がスポーツを生活にとり入れ、創造性と人間性あふれるまちづくりをすすめましょう。

○平和都市宣言

昭和44年12月24日議会議決昭和

44年12月27日

宣言

われわれは、全世界の永遠の平和と、全人類の繁栄を念願とする世界連邦建設を強く希求し、平和を愛する市民の強い意志に基づいて、稚内市を永遠に平和都市として全世界に明らかにするとともに、市民あげて世界平和確立のため不断の努力をすることを誓い、ここに平和都市の宣言をする。

○安全都市宣言

昭和37年9月18日議会議決

わが国における産業経済の成長と生活文化の向上は近年著しいものがあり、わが稚内市も中央埠頭を頂点とする港湾の整備を中心に市勢も各方面にわたり拡大されてきたが、その反面産業災害、学校及び家庭における災害、交通事故、水火災等の続発による悲惨な災害は、まことに憂慮にたえないところである。

もとよりかかる災害を防止するための措置は、それぞれの分野において積極的に実施されているが、われわれは、むしろ進んで市民の生命尊重と、産業文化伸展の理念のもとに、各種災害をより効果的に防止するため、稚内市各階層を打って一丸とする全市民運動を強力に推進し、市内の隅々に至るまで、市民のすべてが安全を願い、安全を習慣化するよう啓発することの必要性を痛感するものである。

よってわれわれは、国民安全の日制定の意義を理解し、本市における各安全組織の総合的連けいのもとに、市民生活のあらゆる面において安全を確保し、明るく、住みよい、心豊かな都市建設を目指し、ここに、稚内市を「安全都市」とすることを宣言する。

○稚内市自治基本条例

平成19年1月30日条例第1号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 まちづくりの基本原則（第4条）
- 第3章 情報の共有（第5条—第7条）
- 第4章 参画と協働（第8条—第13条）
- 第5章 市民（第14条・第15条）
- 第6章 市長等（第16条・第17条）
- 第7章 市議会（第18条—第20条）
- 第8章 市政の運営（第21条—第29条）
- 第9章 子育て平和運動の推進（第30条）
- 第10章 国際交流の推進（第31条）
- 第11章 安全安心なまちづくり（第32条—第34条）
- 第12章 自然環境との共生（第35条）
- 第13章 補則（第36条）

附則

わたしたちは、東にオホーツク海、西に日本海の潮風を感じ、水平線に美しく浮かぶ利尻富士を眺（なが）めることのできる自然豊かな最北のまち稚内市に暮らしています。

わたしたちのまちは、厳しい風雪をエネルギーに変え、まちぐるみで子どもたちの成長を見守り、北にサハリンの島影を望んで国際交流を担（にな）い、生活を支える水産、酪農、観光の発展のためにも努力を続けています。

わたしたちは、アイヌ語で「ヤム・ワッカ・ナイ」（冷たい水の出る沢）と名づけられたこの地に勇気と情熱を注いできた多くの人々に感謝し、このまちの一員であることを誇りに思い、これからもこのまちを愛していきます。

だからこそ、わたしたちは今、市民一人一人がまちづくりの主役であることを自覚し自らこのまちの将来を考えて行動し、互いに信頼し合って、よく伝え合い、話し合い、力を合わせていくことを誓います。

そして、このまちを担（にな）う子どもからお年寄りまでのすべての市民が安心して集い、心豊かに暮らせるまちを目指し、この条例を制定します。

わたしたちは、この条例をまちづくりの原点とし、その心を大切に育みます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、市民、市議会、市が相互の役割と責務を理解し合い、共に手をたずさえて豊かな地域社会を築くことを目的とします。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、本市のまちづくりに関する基本的な事項を定める最高規範であり、市議会と市は、他の条例、規則などの制定や改正、廃止又はまちづくりに関する計画の策定や変更を行うときは、この条例の趣旨を踏まえて、整合性を図ります。

（ことばの意味）

第3条 この条例で使う「まちづくり」とは、自らが主体となって、豊かな暮らしを営むために、地域社会を築いていく活動をいいます。

2 この条例で使う「市民」とは、次のいずれかに当てはまるものをいいます。

- (1) 市内に住む人
- (2) 市内の事務所や事業所で働いている人
- (3) 市内の学校などに通う人
- (4) 市内で事業を営むものや市内で活動する団体

3 この条例で使う「市」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

4 この条例で使う「参画」とは、市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。

5 この条例で使う「協働」とは、市民、市議会、市が、それぞれの役割と責務のもとで、まちづくりのために対等な立場で共に考え、協力し、又は行動することをいいます。

6 この条例で使う「コミュニティ」とは、住んでいる地域を単位とした町内会、テーマ別に活動しているボランティア団体などの心豊かな生活を目指して結ばれた多様な組織をいいます。

7 この条例で使う「審議会等」とは、市の事務事業の実施に必要な審議、調査などを行い、市に対して参考意見を提供するため、市民、学識経験者、関係団体の代表者などで構成された機関をいいます。

第2章 まちづくりの基本原則

（基本原則）

第4条 まちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 市民、市議会、市が、まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民一人一人が自ら考え行動し、まちづくりに参画する機会が保障されること。
- (3) 市民、市議会、市が、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを行うこと。

第3章 情報の共有

（情報の提供）

第5条 市は、まちづくりに関して、市民に情報を適切な時期にわかりやすく提供し、情報の共有に努めます。

（情報の公開）

第6条 市は、市民の知る権利を保障し、市の保有する情報について原則として公開します。

2 市は、市の保有する情報を市民の共有する財産として、大切に管理します。

（個人情報の保護）

第7条 市は、保有する個人情報に関して厳重な管理を行い、他の法令などに定めがある場合を除き原則として、本人以外には開示してはならないものとします。

- 2 市は、市の保有する個人情報について、開示、訂正、利用停止などを請求する権利を保障します。

第4章 参画と協働

(市民の参画)

第8条 市民は、まちづくりに関する重要な計画の策定、実施と評価の各段階に参画することができます。

(参画の推進)

第9条 市は、市民のまちづくりへの参画を推進します。

- 2 市は、まちづくりへの市民の参画を推進するため、積極的に参画できる機会の拡大に努めます。

- 3 市民の参画について、必要な事項は別の条例で定めます。
(協働の推進)

第10条 市民、市議会、市は、相互理解と信頼関係のもとに協働によるまちづくりを推進します。

- 2 市は、協働によるまちづくりを推進するため、それぞれの地域のまちづくりを主体的に担う地域自治組織の充実に努めます。

- 3 市は、協働によるまちづくりを推進するため、市民同士が互いに協力できる場の提供、機会づくり、情報提供などの必要な支援を行うように努めます。この場合においての市の支援は、市民の自主性を尊重します。

(住民投票)

第11条 市長は、市政に関する特別重要な事項について、市民の意思を確認するため、市議会の議決を経て、その議決による条例に基づいて、住民投票を行うことができます。

- 2 住民投票をすることができる人は、本市に引き続き3か月以上住んでいる市民と本市に引き続き3か月以上住んでいる特別な許可を受けた外国人(次の条において「住民」といいます。)とします。

- 3 市長と市議会は、住民投票の結果を尊重します。

- 4 第1項の条例で、住民投票できる人の年齢その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

(住民投票の請求・発議)

第12条 住民のうち満20歳以上の人は、市政に関する特別重要な事項について、その総数の50分の1以上の人数の署名を提出して、市長に対して住民投票の実施の請求をすることができます。

- 2 市長は、市政に関する特別重要な事項について、住民投票を規定した条例を議案として市議会に提出することができます。

- 3 市議会の議員は、市政に関する特別重要な事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を議案として市議会に提出することができます。

- 4 市長は、第1項の請求があった場合は、これに意見を付け、市議会に諮るものとし、この請求に対する取扱いについて必要な事項は別の条例で定めます。

(コミュニティ)

第13条 市民と市は、町内会、ボランティア団体、老人クラブ、文化団体、スポーツ団体などの多様なコミュニティ活動を担う団体を守り育てるように努めます。

- 2 市は、市民相互の親睦、高齢者の介護、子育て、防犯、防災、生涯学習などのまちづくりの担い手であるコミュニ

ティーの重要性を認識し、その自主性と自立性を尊重しながら、必要な支援を行うように努めます。

第5章 市民

(市民の権利)

第14条 市民は、一人一人の自由な意思により、まちづくりに参画する権利があります。

- 2 市民は、個人として尊重され、安全で安心な生活を営む権利があります。

(市民の責務)

第15条 市民は、一人一人の実情に応じて、できる範囲でまちづくりに参画するように努めます。

- 2 市民は、参画する場合は、自らの発言と行動に責任を持ち、互いにまちづくりの活動を尊重し合い、対等の立場で協力するように努めます。

第6章 市長等

(市長の責務)

第16条 市長は、市政の最高責任者として、市民の信託に応え、この条例を守り、公正で誠実な市政の運営を行うとともに、その基本方針を明らかにします。

- 2 市長は、市政の運営について、その状況と結果や将来の構想について市民に説明するとともに、市民の意向を的確に把握し、市政の課題に対処したまちづくりを推進するように努めます。

- 3 市長は、本市の魅力や情報を積極的に国内外へ発信するように努めます。

- 4 市長は、市職員を適切に指導監督するとともに、効率的、効果的な市政運営のため、市職員の人材育成を図り、適切な能力の評価とその配置に努めます。

(市職員の責務)

第17条 市職員は、誠実で公正、公平な立場で法令などを守り、市民の視点に立って職務を効果的に行うように努めます。

- 2 市職員は、必要な知識、技術などの能力向上のため自己研さんに努めます。

- 3 市職員は、自らも市民としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参加するように努めます。

- 4 市職員は、地域の課題解決に向けて、必要に応じて市民と市との意思疎通を図るための役割を担うように努めます。

第7章 市議会

(市議会の役割)

第18条 市議会は、市の意思を決定する機関として、市民の意思が、市政の運営に適切に反映されるよう活動するとともに、適正に市政運営が行なわれているかを監視し、けん制する役割を果たします。

(市議会の責務)

第19条 市議会は、会議の公開を原則とし、市議会の保有する情報を市民と共有し、政策決定の経過と内容を適切にわかりやすく市民に説明することにより、開かれた市議会の運営に努めます。

(市議会議員の責務)

第20条 市議会議員は、市民の信託に応えるため、自らの役

割を認識し、公正で誠実にその職務を遂行します。

- 市議会議員は、法令に基づいて市政に関する調査、議案の提出などの議員の役割を積極的に果たすように努めます。

第8章 市政の運営

(運営の原則)

第21条 市は、市の条例、議会の議決、法令等に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理し、執行します。

- 市は、行政サービス向上のため、総合的、計画的、公正で透明性の高い市政運営を行います。

(総合計画)

第22条 市は、この条例の理念に基づいた基本構想とこれを実現するための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

- 市は、総合計画について、社会状況の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

(行政評価)

第23条 市は、総合計画に基づき行われる政策と事業について評価を行い、その結果を公表します。

- 市は、前項の評価と公表の方法について基準を示した指針を定めます。
- 市は、第1項の評価の結果を、その政策と事業に反映させるように努めます。

(財政運営)

第24条 市は、総合計画に基づく政策の目標を達成するため、期間を定めた財政計画を策定し、最小の経費で最大の効果が得られるような健全で継続可能な財政運営を行います。

- 市は、総合計画に基づく政策の目標を達成するため、適切な予算の編成を行い、効率的で効果的な予算の執行に努めます。
- 市は、予算の内容や財政状況を市民にわかりやすく公表します。

(説明責任)

第25条 市は、市政について、市民に説明する責任を負うとともに、市民が説明を求めた場合に、誠実に受け答えるように努めます。

(組織)

第26条 市は、市民にわかりやすく、社会の変化に柔軟に対応できる簡素で機能的な組織の編成に努めます。

(審議会等)

第27条 市は、審議会等の委員を選任する場合は、その一部に公募による委員を加えるように努めます。ただし、公募による委員の選出が適当でないと認められる場合については、これを加えないことができます。

- 審議会等の会議は、原則として公開します。

(市の関与団体等)

第28条 市は、市の関与する団体などに対して、その目的が適切に達成されるよう、必要な意見や助言を述べることができます。

(国、北海道や他自治体との連携)

第29条 市は、国、北海道と対等の関係にあることを踏まえて、それぞれの役割のもとで連携に努めます。

- 市は、道内や道外の自治体と交流を行い、まちづくりに

必要な情報を交換し、連携して、まちづくりの推進に役立てます。

- 市は、広域的な課題や共通する課題の解決を図るため、近隣市町村と連携して、市民サービスの向上を図るとともに、地域全体の発展に努めます。

第9章 子育て平和運動の推進

(子育て平和運動の推進)

第30条 市、学校、地域、家庭とその関係する機関は、連携して子どもの安全の確保と教育の充実に努め、本市の次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、市民ぐるみの子育てを推進します。

- 市、学校、地域、家庭とその関係する機関は、平和を願う心を守り育てるため、連携して平和に関する学習と活動の機会の提供に努めます。

第10章 国際交流の推進

(国際交流の推進)

第31条 市は、世界平和と地域の発展に貢献するため、サハリン州をはじめとする海外の自治体や団体などとの経済、教育、文化などの多様な分野での交流の推進に努めます。

第11章 安全安心なまちづくり

(防犯と交通安全の推進)

第32条 市は、学校、地域、家庭とその関係する機関が連携し、市民が安全で、安心して暮らせるまちづくりのため、環境を整備するとともに、防犯活動と交通安全運動の推進に努めます。

(危機管理)

第33条 市は、災害などに際して、市民の生命と財産を守るため、市民、関係する機関などとの連携と相互支援のもと、迅速で的確な危機管理に努めます。

(医療と福祉の充実)

第34条 市は、市民の健康と安心な生活を守るために、医療と福祉の充実に努めます。

第12章 自然環境との共生

(自然環境を活かしたまちづくり)

第35条 市民と市は、大切な環境を将来に向かって保全し、次の世代に引き継ぐため、人と自然との共生を基本として、本市の豊かな自然環境を活かしたまちづくりを進めます。

- 市民と市は、環境にやさしいエネルギーの活用に努めます。

第13章 補則

(条例の見直し)

第36条 市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢などの変化に適合したものであるかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例を見直します。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成19年4月1日から施行します。
(稚内市自治基本条例審議会設置条例の廃止)
- 稚内市自治基本条例審議会設置条例（平成17年稚内市条例第30号）は、廃止します。